

西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の基幹産業である農業の持続発展を実現するため、ロボット技術、ICT（情報通信技術）等を活用して省力化及び高品質生産を実現するスマート農業等を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内で持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ロボット技術、ICT等の機能を活用できる農業機械又はシステム等の技術（以下「機械等」という。）を導入する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本村に住所を有する農業経営改善計画認定者（認定農業者）、青年等就農計画認定者（認定新規就農者）若しくはそれらの認定見込者又は機械等を共同で利用するため、3名以上の農業者（本村に住所を有する者に限る。）で組織された団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 村税の滞納がないこと。
- (2) 国又は県が行う、本事業と同様の補助事業を重複して受けていないこと。
- (3) 村が実施する事業効果の検証及び事例集の取りまとめに対し、必要な書類の提出、聞き取りへの対応等に協力すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載されている機械等の導入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を超えない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付限度額は、同一年度において、一個人又は一団体につき50万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金成果目標設定書（第2号様式）

(2) 導入する機械等に係るメーカーカタログ及び二者以上の見積書

(3) 誓約書兼同意書（第3号様式）

(4) その他村長が必要と認める書類

2 団体が申請する場合は、補助金交付申請書に前項各号の書類及び次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 団体の規約

(2) 機械等共同利用計画書（第4号様式）

（補助金の決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、完了後2箇月以内又は完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（第6号様式）に機械等の納品書及びその写真を添付し、村長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知する。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を村長に提出するものとする。

2 村長は、必要であると認める場合は、補助金を概算払の方法により交付することができる。

3 前項の規定により補助金の概算払請求をするときは、概算払を必要とする理由書（第9号様式）を村長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助金の交付年度及び交付年度終了後3年間、目標達成状況について、西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業補助金成果報告書（第10号様式）により次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

(1) 目標達成状況が確認できる書類

(2) その他村長が必要と認める書類

（財産処分の制限期間）

第12条 この要綱により取得した資産を規則第18条の規定により処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（補助金の返還）

第13条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があった場合
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止した場合
- (3) 提出書類の虚偽の記載等、不正な行為があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があった場合
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。